最終更新日：2015年6月30日
東洋刃物株式会社
代表取締役社長　高橋允
問合せ先：022-358-8911
証券コード：5964
http://www.toyoknife.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、常に法令およびその精神を遵守し、公正な企業活動を通じ株主・お客様の信頼と満足を得られる製品の提供により社会に貢献する企業を目指しております。
そのためにも、現在の取締役、監査役制度のもとでの意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を目指しております。
また、株主・投資家の皆様の信頼を確保するうえで、公平かつ正確な情報が重要であると認識し、今後とも迅速な情報開示に努めていく所存であります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】** 更新

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】** 更新

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 株式会社七十七銀行 | 495,000 | 4.95 |
| 株式会社常陽銀行 | 495,000 | 4.95 |
| 東洋刃物社員持株会 | 348,000 | 3.48 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 280,000 | 2.80 |
| 株式会社仙台ビルディング | 235,000 | 2.35 |
| 道端良行 | 214,000 | 2.14 |
| 日本証券金融株式会社 | 213,000 | 2.13 |
| 大同特殊鋼株式会社 | 200,000 | 2.00 |
| 株式会社仙台放送 | 200,000 | 2.00 |
| 日本高周波鋼業株式会社 | 200,000 | 2.00 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 金属製品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| | |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 12 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 7 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 早川二郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 早川二郎 | ○ | 株式会社仙台放送元代表取締役社長。なお、株式会社仙台放送は株主であり、その他の取引はありません。また、社外取締役個人は当社の株主でありますが、直接利害関係を有するものではありません。<br>なお、同氏は独立役員であります。 | 学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに経営に対する適切な助言・指導をいただくために選任しております。<br>なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| | |

| | |
|---|---|
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
定期的に会計監査人からの報告・説明を受け、監査役として監査の内容につき検討を加えております。また、監査計画や業務監査の内容等を随時報告し、情報の交換を行うことで相互の連携を深めております。
2. 監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、独立した内部監査部門として代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しており、内部監査室長1名が専属で従事するほか、同室長と各部門長が協議のうえ、各業務従事者より内部監査員を任命し、所属部門以外の監査を行っております。
内部監査室は監査役の定期監査による指摘・助言等を受け、被監査部門に対して迅速に対処すべく、指導部署に対して問題の改善を指示する等の対応をしております。また、監査役に対しては、適宜的確な情報を提供し、相互連携を図りながら監査する体制をとっております。
3. 会計監査人と内部監査部門の連携状況
当社の内部監査部門である内部監査室は、会計監査人に対して、内部統制のモニタリング結果を報告することや、適宜的確な情報を提供し相互連携を図りながら監査する体制をとっております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 0 名 |

## 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 鎌田宏 | 他の会社の出身者 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 木田恭弘 | 他の会社の出身者 | △ | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

## 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 鎌田宏 | | 株式会社七十七銀行代表取締役会長。なお、株式会社七十七銀行は当社の主な借入先かつ株主でありますが、その取引は定型的なものであり、監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。 | 学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。<br>なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。 |
| 木田恭弘 | | 株式会社常陽リース元代表取締役社長。なお、株式会社常陽リースは株式会社常陽銀行の連結子会社であり、株式会社常陽銀行は当社の主な借入先かつ株主であります。また、その取引は定型的なものであり、監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。 | 学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。<br>なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。 |

**【独立役員関係】**

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度およびストックオプション制度は導入しておりませんが、役員賞与については、業績を勘案して実施しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬の内容は、平成19年6月28日開催の定時株主総会における取締役報酬限度額の決議である年額1億50百万円の範囲内で設定しております。平成26年度における取締役への支給内容は支給人員6名、支給総額36百万円であります。この内、社外取締役1名に対する支給額は0百万円であります。
監査役に対する報酬の内容は、平成19年6月28日開催の定時株主総会における監査役報酬限度額の決議である年額40百万円の範囲内で設定しており、平成26年度における監査役への支給内容は支給人員4名、支給総額7百万円であります。この内、社外監査役3名に対する支給額は1百万円であります。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社において役員の報酬等の額の決定に関して具体的な方針は定めていないが、取締役個々の報酬等の額については業績、役職、比準すべき使用人等を勘案し代表取締役が決定しております。また監査役に係る報酬については監査役会で協議決定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）を補佐する担当部門は特に設けておりませんが、欠席された取締役会の審議内容については、管理部を中心に面談または書面にて説明および報告しております。また、経営に関する重要事項が発生した場合は逐次面談または書面にて情報の伝達を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）会社の機関の内容
経営方針の法定等にあたっては、会社経営の最高意思決定機関としての取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ随時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、業務執行の責任と役割を明確にし、業務執行機能を強化することを目的に平成23年7月から新たに執行役員制度を導入し、執行役員会を毎月開催し業務上の重要事項を協議するとともに経営方針ならびに取締役会決定事項の迅速なる徹底を図ることとしております。更に、グループ総合会議を定期的に開催し、当社グループ全体として課題の共有化と収益向上のため連携を強化しております。
（2）監査役監査
監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、監査役会を原則四半期に1回開催し、経営・倫理両面での監査体制を確立しております。
なお、常勤監査役は社内の主要会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を執るとともに、各事業所に対する業務監査および子会社監査を実施し、その結果を監査役会に報告しております。
（3）内部監査の状況
内部監査室は代表取締役社長に対し、各業務部門の活動が効率的かつ妥当なものであるかについて検討および検証し、業務改善に向けた報告を行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導・助言を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実効性の確保に努めております。

（4）会計監査の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は加藤雅之氏および小池伸城氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。
なお、会計監査人には、正確な経営情報を提示し公正不偏な立場から監査が実施されるよう配慮しております。
また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士９名およびその他６名であります。
当社の有限責任 あずさ監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する監査証明に基づく報酬は年間22百万円であり、上記以外の業務に基づく報酬はありません。
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定に関する方針は特に定めておりませんが、平成21年７月24日開催の取締役会において、監査の対象範囲や監査に係る要員および監査に要する時間等を勘案し、公認会計士法代２条第１項に規定する監査証明業務に基づく報酬として妥当と判断する内容で監査報酬限度額を決定しております。

## ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、取締役会による的確、迅速な意思決定と業務監督および監査役による業務監査により職務執行状況ならびに経営監視の実効性を高める体制を整備しております。当社取締役の人員構成・経営の進め方等を勘案し、監査役制度による経営形態を選択することが相応と判断しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 平成27年６月８日にアナリスト・機関投資家向けに平成27年３月期決算説明会を開催し、決算の概要および今後の展望につきまして説明しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、適時開示資料等をホームページに掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 本社担当取締役又は本社担当執行役員を情報管理責任者とし、社内規程「内部者取引管理規程」に基づき開示情報の管理・集約を行っております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方
当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名により監査役会を構成し、取締役会や重要な会議への出席をはじめ定期的な業務監査を通じ取締役の職務執行を十分監視できる体制となっております。
また、取締役会の機動性を重視し社外取締役1名を含む6名の取締役の体制を採り、各取締役が個々の判断で意見を述べられる独立性を確保しております。代表取締役と監査役会とは定期的な意見交換の場を持つなど、コンプライアンスと内部統制の充実強化を図っております。
2. 内部統制システムの整備状況
当社は、独立した内部監査部門として代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しており、内部監査室長1名が専属で従事するほか、同室長と各部門長が協議のうえ、各業務従事者より内部監査員を任命し、所属部門以外の監査を行っております。
内部監査室は代表取締役社長に対し、各業務部門の活動が効率的かつ妥当なものであるかについて検討および検証し、業務改善に向けた報告を行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導・助言を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実効性の確保に努めております。
また、監査役の定期監査による指摘・助言等を受け、迅速に対処すべく指示する等対応しております。
監査役および会計監査人に対しては、適宜的確な情報を提供し、相互連携を図りながら監査する体制をとっております。
なお、全社として法律上の判断が必要な際には、顧問弁護士への確認を行うなど、経営に法律的なコントロールが働くようにしております。
なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、巻末の参考資料「模式図」をご覧ください。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反につながるものと認識し、警察および顧問弁護士等と連携のうえ毅然とした姿勢で対応しております。
2. 反社会的勢力に向けた整備状況
(1)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
管理部管理課におき、管理課長を不当要求防止責任者としております。
(2)外部の専門機関との連携状況
宮城県警暴力団対策課に事務局を置く「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」に加入しているほか、「宮城県暴力団追放推進センター」「仙台市暴力団追放対策協議会」にも加入し、各種会議等に出席することにより、反社会的勢力に関する情報を収集しております。
また、顧問弁護士とも有事の際には即時に連携がとれる体制を整えております。
(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況(2)に記載の各団体から提示される各種情報を中心に収集・管理しております。
(4)対応マニュアルの整備状況
社内マニュアルは現在作成しておりませんが、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」より配布された「暴力団対策マニュアル」などを参照し、関連部署に要点を通知しております。
(5)研修活動の実施状況
宮城県公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」に定期的に出席するほか、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」が年各1回開催する「講習会」「研修会」に出席し、その内容を対応部署を中心に報告しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

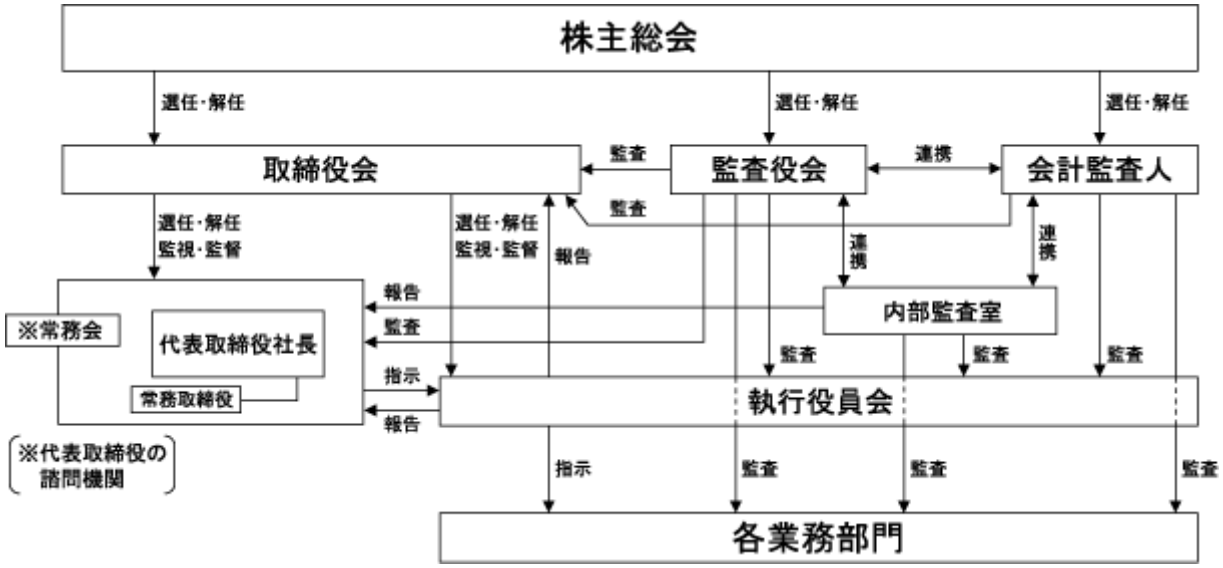
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
連携
会計監査人
監査
選任・解任
監視・監督
選任・解任
監視・監督
報告
連携
連携
報告
※常務会
代表取締役社長
監査
内部監査室
監査
監査
監査
指示
常務取締役
執行役員会
報告
※代表取締役の
諮問機関
指示
監査
監査
監査
各業務部門

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

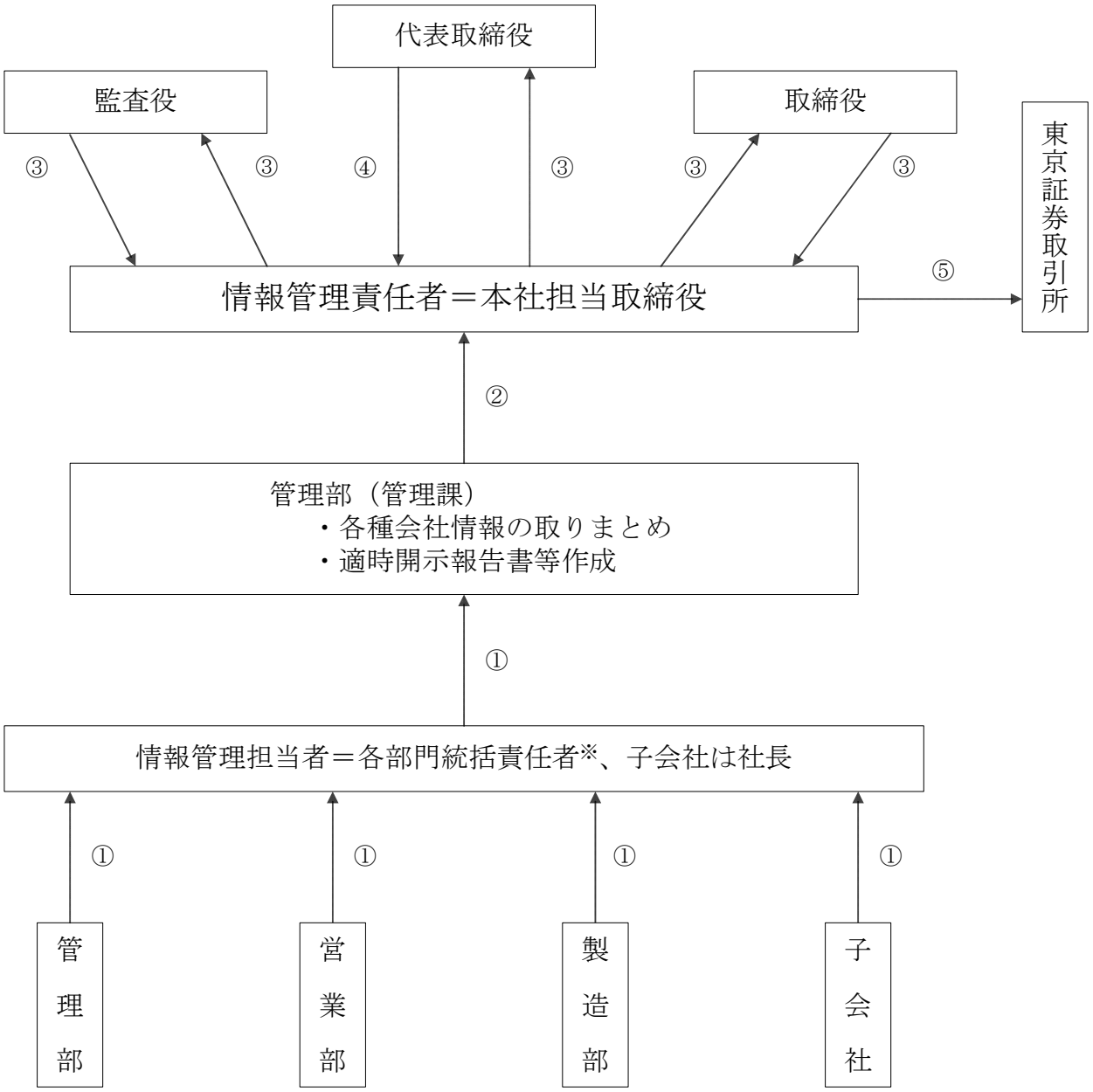


※各部門統括責任者は執行役員を含む

＜各種会社情報の取り扱い＞

① 適時開示が必要と考えられる各種会社情報は、関連各部、子会社より情報管理担当者（各部内の統括責任者、子会社の場合は社長）を経て管理部に報告される。

② 管理部においては、連絡されたすべての各種情報を吟味し開示項目に該当するかどうか確認する。適時開示が必要な情報は適時開示報告書を作成の上、情報管理責任者に報告する。

③ 情報管理責任者は、取締役、監査役からの情報を受けるとともに、情報開示必要性の根拠、時期および開示資料等を代表取締役および取締役、監査役に報告する。

④ 代表取締役は、情報管理責任者に開示を指示する。

⑤ 情報の開示。

※ 情報管理責任者は、関係部内の責任者に対し開示項目の内容、基準および開示時期等に関する資料を配布する等により常に啓蒙に努めるとともに、関係法令、諸規則の変更、開示項目の変更等があった場合は速やかに通知する。

※ 緊急事態が発生した場合は、予め定めてある社内緊急連絡網に基づき遅滞なく対応する。

※ 取締役会、執行役員会をはじめ諸会議等を通じ、常に法令順守および企業倫理意識の啓蒙に努める。

以上

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

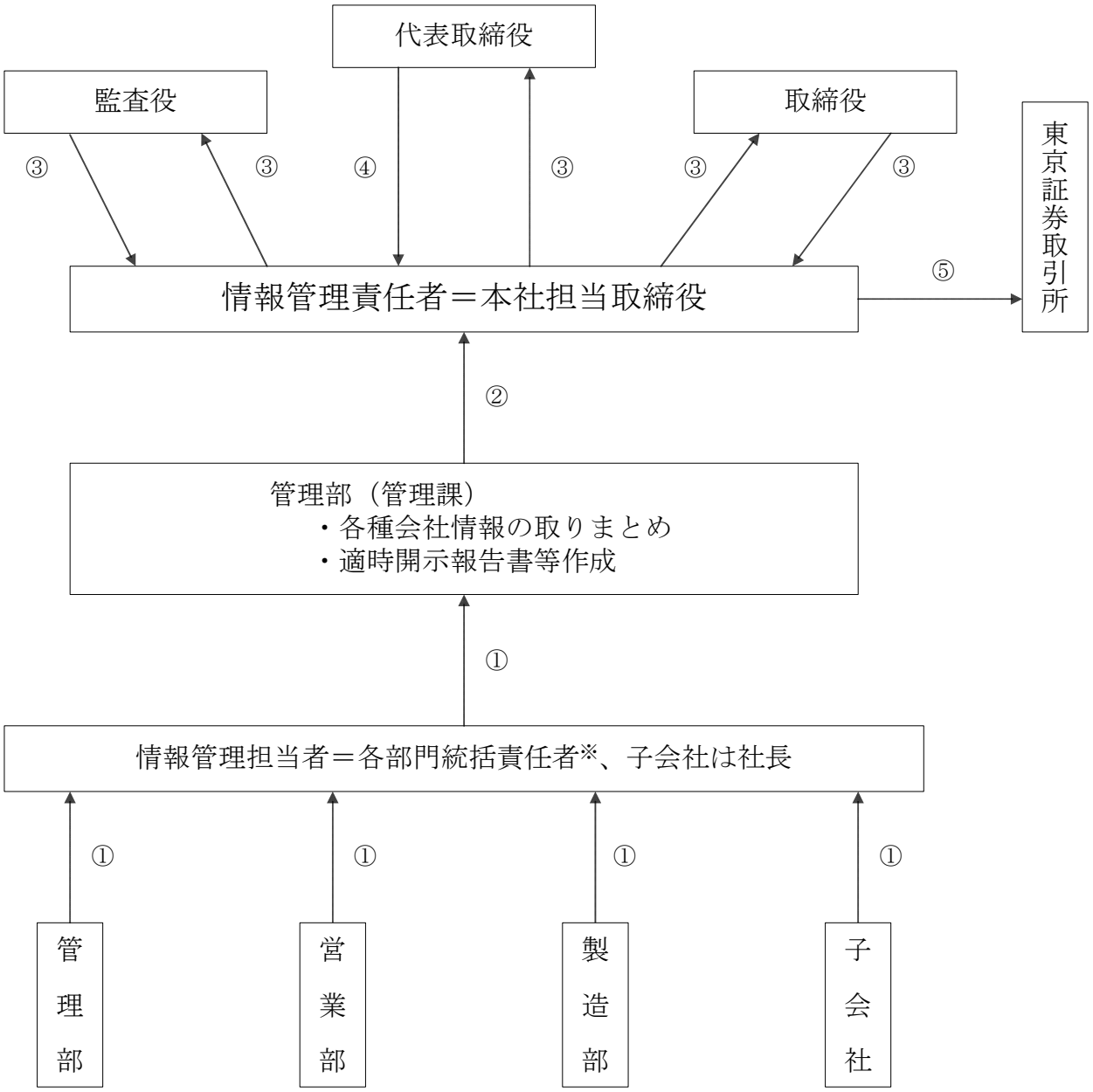


※各部門統括責任者は執行役員を含む

＜各種会社情報の取り扱い＞

① 適時開示が必要と考えられる各種会社情報は、関連各部、子会社より情報管理担当者（各部内の統括責任者、子会社の場合は社長）を経て管理部に報告される。

② 管理部においては、連絡されたすべての各種情報を吟味し開示項目に該当するかどうか確認する。適時開示が必要な情報は適時開示報告書を作成の上、情報管理責任者に報告する。

③ 情報管理責任者は、取締役、監査役からの情報を受けるとともに、情報開示必要性の根拠、時期および開示資料等を代表取締役および取締役、監査役に報告する。

④ 代表取締役は、情報管理責任者に開示を指示する。

⑤ 情報の開示。

※ 情報管理責任者は、関係部内の責任者に対し開示項目の内容、基準および開示時期等に関する資料を配布する等により常に啓蒙に努めるとともに、関係法令、諸規則の変更、開示項目の変更等があった場合は速やかに通知する。

※ 緊急事態が発生した場合は、予め定めてある社内緊急連絡網に基づき遅滞なく対応する。

※ 取締役会、執行役員会をはじめ諸会議等を通じ、常に法令順守および企業倫理意識の啓蒙に努める。

以上